



2026年2月13日

各 位

会 社 名 第一生命ホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長グループ CEO 菊田 徹也  
(コード番号：8750 東証プライム)  
問 合 せ 先 経営企画ユニット IR グループ  
(TEL 03-3216-1222 (代))

### 株式報酬制度に関する新株式発行について

第一生命ホールディングス株式会社(代表取締役社長グループCEO:菊田 徹也、以下「当社」といいます。)は、2026年2月13日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行(以下「本新株発行」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 発行の概要

(1) 払込期日	2026年3月4日		
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 6,000株		
(3) 発行価額	1株につき1,467円		
(4) 発行総額	8,802,000円		
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社	執行役員	2名 5,200株
	株式会社ベネフィット・ワン	取締役	1名 800株

##### 2. 発行の目的及び理由

当社は、2018年5月15日開催の取締役会において、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く当社取締役(以下「対象取締役」といいます。)に対して、当社の企業価値の持続的成長を通じた株主価値向上への貢献意欲や士気を一層高め、株主の皆さまとの価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しました。また、2018年6月25日開催の当社第8期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)

において、対象取締役に対し、譲渡制限付株式報酬制度の下で対象取締役に割り当てられる株式の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）の額の上限を年額2億円とすることにつき、ご承認をいただいております。当該株主総会決議において、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は3年から30年の間で当社の取締役会が予め定める期間とし、また、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年160,000株以内（ただし、株式分割・株式併合その他割り当てる株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、合理的な範囲で総数を調整します。）、1株当たりの払込金額は、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において当社取締役会において決定するものとしております。なお、当社は2025年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますので、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、同日以降、年640,000株以内に調整されております。

そして、本株主総会における対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬の承認決議を受け、当社取締役会及び当社子会社である株式会社ベネフィット・ワン（以下、「今回対象グループ会社」といいます。）の取締役会において、当社執行役員、及び、今回対象グループ会社の社外取締役以外の取締役の一部（以下「対象取締役等」と総称します。）に対しても、同様の譲渡制限付株式報酬を導入することを決定しております（当社及び今回対象グループ会社における譲渡制限付株式報酬制度を、以下「本制度」と総称します。）。

なお、2022年6月20日開催の当社第12期定時株主総会において、当社は業績連動型株式報酬制度を導入することを決議しました。これにより、本制度と業績連動型株式報酬制度が併存することになるため、当社は、原則として、主に、本制度を株主の皆さまとの利益共有を目的として、また業績連動型株式報酬制度を企業価値向上へのインセンティブとして位置づけ、本制度については、引き続き本株主総会においてご承認いただいた範囲内で、既発行分よりも短期の譲渡制限期間を設定するとともに、譲渡制限解除後のクローバック条項を設ける等、業績連動型株式報酬制度の導入等に伴う調整を行った上で、適切なインセンティブとして機能するよう運用することといたしました。

本新株発行は、2026年2月13日開催の取締役会決議に基づき、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、対象取締役等に株式を直接保有させるとともに、各対象取締役等と株主の皆さまとの利益共有を目的といたしまして、2025年6月23日開催の取締役会決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての株式の付与を受けていない対象取締役等に対し、当社又は今回対象グループ会社より2026年3月期（2025年4月1日～2026年3月31日）（今回対象グループ会社取締役については、今回対象グループ会社の2026年3月期に関する定時株主総会終結時までの期間）に係る譲渡制限付株式報酬を支給するとともに、当該支給された金銭報酬に係る債権を出資財産として現物出資に供させることにより、譲渡制限期間を3年とする譲渡制限付株式としての普通株式（以下「本株式」といいます。）を発行するものです。当該金銭報酬に係る債権の額は、各対象取締役等の職責等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、本制度の下、株主の皆さまとの価値共有を進めるため、譲渡制限期間は3年間としております。

本新株発行においては、本制度に基づき、当社は、対象取締役等との間で、大要、下記3.に記載の内容の定めを含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結する予定です。

### 3. 本割当契約の概要

#### (1) 譲渡制限期間

2026年3月4日～2029年3月3日、又は、本譲渡制限付株式の払込期日の属する事業年度に係る提出会社の有価証券報告書が提出される日のいずれか遅い日まで（以下「本譲渡制限期間」という。）

#### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が本譲渡制限期間中、継続して、当社、今回対象グループ会社、第一生命保険株式会社、第一フロンティア生命保険株式会社、ネオファースト生命保険株式会社、アイペット損害保険株式会社、バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社、第一生命テクノクロス株式会社又は株式会社 Q0Lead（以下、今回対象グループ会社、第一生命保険株式会社、第一フロンティア生命保険株式会社、ネオファースト生命保険株式会社、アイペット損害保険株式会社、バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社、第一生命テクノクロス株式会社及び株式会社 Q0Lead を総称して「対象グループ会社」という。）の取締役又は執行役員（取締役を兼務しない執行役員を含む。）（以下、総称して「役員等の地位」という。）のいずれかの地位にあることを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。

#### (3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他取締役会が相当と認める事由により退任又は退職した場合の取扱い

本譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他当社の取締役会が相当と認める事由により、当社又は対象グループ会社の役員等の地位のいずれの地位をも退任又は退職（死亡による退任又は退職を含む。）した場合、譲渡制限の解除時期は退任又は退職直後時点（ただし、死亡による退任又は退職の場合は、別途取締役会で決定した時点とし、死亡による退任又は退職以外の場合において退任日又は退職日が退任又は退職の決定日から5営業日以内の日であるときは、当該決定の日から起算して5営業日後の日とする。）とし、当該時点で対象取締役等（ただし、対象取締役等が死亡により退任した場合は対象取締役等の相続人）が保有する本株式の全部につき譲渡制限を解除する。

#### (4) 当社による無償取得

① 当社は、本譲渡制限期間中に対象取締役等が拘禁刑以上の刑に処せられた場合（当該刑の執行を猶予された場合を除く。）等本割当契約に定める一定の事由に該当した場合、本株式の全部を当然に無償で取得する。

② 当社は、本譲渡制限期間中に対象取締役等が重要な法令違反等本割当契約に定め

る一定の事由に該当し、本株式の全部又は一部を無償で取得することが相当であると当社の取締役会が認めた場合、本株式の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本株式のうち一部を当社が無償で取得する場合の取得株式数については、対象取締役等が当社又は対象グループ会社の役員等の地位にあった期間等に応じて、当社の取締役会で決定する。

(5) 無償返還事由

譲渡制限が解除される日の翌日以降、当社の取締役会が、当社の財務諸表（本譲渡制限期間が属する各事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を含む。）に限る。）の全部若しくは一部について重大な下方修正を要すると判断した場合、又は対象取締役等による重大な違法行為若しくは善管注意義務違反等（本譲渡制限期間が属する各事業年度中に行為又は結果が存する等、本譲渡制限期間が属する各事業年度に係るものに限る。）があったと判断した場合、当社は、対象取締役等に対し、譲渡制限を解除した本株式の全部又は一部について、当社に無償で返還することを求めることができる。

(6) 株式の管理

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(7) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画等が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会による承認を要しない場合等においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該時点において対象取締役等が保有する株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限の全部又は一部を解除することができる（譲渡制限の一部を解除する場合における当該解除の対象数については、対象取締役等が当社又は対象グループ会社の役員等の地位にあった期間等に応じて、当社の取締役会で決定する。）。また、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、譲渡制限が解除されていない本株式の全部を当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容等

割当予定先に対する本新株発行は、本制度に基づく当社又は今回対象グループ会社の2026年3月期（2025年4月1日～2026年3月31日）（今回対象グループ会社取締役については、今回対象グループ会社の2026年3月期に関する定時株主総会終結時までの期間）に係る譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年2月12日（取締

役会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である1,467円としております。これは、取締役会決議日の前営業日の市場株価であり、発行価額の決定方法及びその金額として合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。また、本新株発行による希薄化率は0.1%未満であり、極めて僅少であることから、合理的であると考えております。

以上